

「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

今般の円安や物価高騰、DXの進展により、企業においては時代に合わせた業態転換や販路の開拓・拡大が重要となっているが、自社の経営革新を通じた課題解決に向けて具体的な取組を実施できる高度人材が不足している。

首都圏等においては、多様な働き方の進展により副業・兼業が解禁され、副業・兼業による課題解決が高度人材の活用手法として浸透してきているが、県内企業等（宮城県内に事業所を有する企業等）においては副業・兼業人材の効果的な活用についての認知が不十分な状況であり、その活用が進んでいない状況である。

このような状況を踏まえ、副業・兼業人材の活用に関する県内企業等への普及啓発を行うとともに、民間人材ビジネス事業者が運営するマッチングプラットフォーム（副業・兼業人材及び求人企業の募集とマッチングのためのウェブサイト、データベース等システムの総称。以下「マッチングプラットフォーム」という。）を通じた人材マッチングを提供することで、副業・兼業人材導入の加速化を図り、首都圏等の人材を活用した経営課題の解決や新規事業への進出などに向けた県内企業等の取組を支援することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務の内容

「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案に係る仕様書のとおりとする。

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 事業費（委託上限額）

この案件に関する予定価格は、33,275,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約をすることを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- イ 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること
- ロ マッチングプラットフォームを現に運営している者。ただし、シニア層の活用等マッチング対象者を限定しているものを除く。
- ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- ニ この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと
- ホ 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- ヘ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと

- ト 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）に該当しない者であること
 - チ 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること
 - リ 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1のハからリまでの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の企画提案者の再委託先事業者となることはできない。さらに、本業務の進行管理及び取りまとめは代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。
- なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ、再委託を可能とする。

5 企画提案の事項

企画提案に係る仕様書及び「8（3）審査基準」の内容を踏まえ、以下の章立てで作成すること。

章	項目
1	副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業等における課題の分析
2	県内企業等との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画
3	副業・兼業人材に対するプロモーションに係る事業内容及び事業計画
4	副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援の実施内容及び体制
5	各関係機関との連携内容
6	本事業を通したマッチング件数に対する達成工程
7	マッチングプラットフォームのセキュリティ
8	事業全体に係るスケジュール
9	事業全体に係る実施体制・運営体制

6 事業に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること。（口頭及び電話による照会については応じない。）

イ 提出先等

- (イ) 受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年1月26日（月）午後5時まで
- (ロ) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班
- (ハ) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mail の方法のみにより受け付けるものとする
【E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp】。

- (二) 回答 質問に対する回答は、本県公式ウェブサイトの雇用対策課のホームページにおいて令和8年1月28日（水）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、参加資格に関することや、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月9日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。件名を「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務企画提案書」とし、電話にて宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛てに受信確認を行うこと。

なお、いかなる理由があっても提出期限後に県に到達したものは受け付けない。

セキュリティやファイル容量の都合等により、送信が困難な場合は宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班宛て連絡すること。

なお、押印が必要な書類は、押印の上、その写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

(3) 提出先 宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

E-mail アドレス : koyousu@pref.miyagi.lg.jp

(4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号）

ロ 企画提案書

別紙「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案書作成要領に基づき作成すること。

ハ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）

ニ 事業経費参考内訳書（様式第4号）

(5) 提出後の変更

提出されたデータ内容の差し替え、変更及び取消は一切認めない。

また、提出された書類等は、一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。

ロ 本募集要領等に従っていない場合。

ハ 下記8（5）に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合。

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が企画提案書を提出した場合。

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、1者を契約予定者として選定する。

(2) 審査・選定方法

- イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。
- ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。
- ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。
- ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

- イ 評価点は、次の審査項目及び配点（合計100点）とする。

	審査項目	配点（点）
1	副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業等における課題の分析 ① 副業・兼業人材の活用に向けた現状と課題の分析が適切に行われているか。	10
2	県内企業等との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画 ① 多数の県内企業等と接点を持つことが可能な提案か。 ② 提案内容は求人を掘り起こすために有効であるか。	20
3	副業・兼業人材に対するプロモーションに係る事業内容及び事業計画 ① 提案内容は、マッチングプラットフォームへの副業・兼業人材の誘導に有効であるか。	10
4	副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援の実施内容及び体制 ① 提案内容は、マッチングまでの伴走支援として有効な内容となっているか。 ② マッチング対象となる副業・兼業人材の登録数は十分か。	10
5	各関係機関との連携内容 ① 提案内容は、本事業の推進のため有効な内容となっているか。	10
6	本事業を通したマッチング件数に対する達成工程 ① KPIの達成見込は実現可能性の高いものになっているか	10
7	マッチングプラットフォームのセキュリティ ① マッチングプラットフォームの運用体制は妥当か。 ② マッチングプラットフォームのセキュリティ対策や障害発生時の対応など保守体制が適切に整備されているか。	8
8	事業全体に係るスケジュール ① 全体スケジュールは提案内容を実施するに当たり実現性があり、適切なリスク管理がされているか。	10
9	事業全体に係る実施体制・運営体制 ① 事業全体の実施体制、運営体制は提案内容を実施するに当たり適切であり、十分なリスク管理がされているか。	10

※『女性のチカラを活かす企業認証』『みやぎ「働き方改革」実践企業』『パートナーシップ構築宣言』『障害者雇用推進企業』のいずれかに該当する場合は2点加点する。

- ロ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 評価加点について

応募者（複数事業者による共同提案の場合は代表者）が、企画提案書の提出日時点で、次のいずれかに該当する場合は、評価点を加算するので、証明書類（認証書の写し等）を提出すること。

- イ 「女性のチカラを活かす企業認証」の認証を受けている。
- ロ みやぎ「働き方改革」実践企業支援制度の認定を受けている。
- ハ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議創設の「パートナーシップ構築宣言」を行っている。
- ニ 障害者雇用促進法で定める法定雇用障害者数以上（※）の障害者を雇用している。
※雇用義務が課されない事業主においては1人以上

(5) 一次審査（書面審査）

- イ 一次審査の実施日
令和8年2月10日（火）
- ロ 審査の実施方法
応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。
- ハ 一次審査結果の通知
審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を書面にて通知し、併せて、上位3者はプレゼンテーション審査日程を通知する。
なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(6) プrezenteーション審査

- イ プrezenteーション実施日（予定）
令和8年2月18日（水）（時間は追って通知する。）
- ロ 実施会場
宮城県庁行政庁舎14階 南側 経済商工観光部会議室
- ハ 実施方法
 - ・出席者は1応募者につき3名以内とする。
 - ・1応募者当たりの持ち時間は40分以内（説明20分以内、質疑応答15分以内、評価5分）とし、県から指示した時間で順次、個別に行うものとする。
 - ・資料を投影するプロジェクター又はモニター、HDMIケーブル、パソコンは事務局で用意する。
その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。
- ニ プrezenteーション審査結果の通知
審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに通知することとし、選定結果については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。ただし、選定された委託候補者以外の者の順位は特定できないよう配慮する。

(7) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

- (1) 応募者が1者の場合
上記8（6）によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。
- (2) 応募者がない場合
選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。宮城県は、選定した契約予定者と別途見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者とする。

また、委託業務の実施に関して、契約予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、宮城県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、実施の業務内容や進め方については、隨時宮城県と協議して決定する。

1.1 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・・・・・令和8年1月20日(火)
(県出納局契約課及び県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・令和8年1月20日(火)から
令和8年1月26日(月)午後5時まで 必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・令和8年1月28日(水)
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・令和8年2月9日(月)午後5時まで 必着
- (5) 一次審査(応募者が3者を超えた場合)・・・・・・・・令和8年2月10日(火)
- (6) 一次審査の結果(応募者が3者を超えた場合)及び
プレゼンテーション審査の日程通知・・・・令和8年2月12日(木)
- (7) プrezentation審査・・・・・・・・・・・・令和8年2月18日(水)
- (8) プrezentation審査結果の発表・・・・・・・・・・・・令和8年3月下旬 予定
- (9) 選定業者との契約に関する準備・・・・・・・・・・・・令和8年3月下旬 予定
- (10) 契約締結予定日・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月1日(水) 予定

1.2 企画提案実施に当たる広報

本業務の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和8年1月20日(火)から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページにおいて公開する。

1.3 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者(県)と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)等による開示請求があった場合、非開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。
- (5) 本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。
- (6) 本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に企画提案の手続を進めているものであるため、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- (7) この契約は、電子契約を選択することができる。

別紙

「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案書作成要領

1 「企画提案書」の提出

次の①から⑤を1セットとして提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 過去の類似業務の実績
- ③ 企画提案募集条件に係る宣誓書（様式第3号）
- ④ 事業経費参考内訳書（様式第4号）

2 「企画提案書」の内容

(1) 規格 以下のとおりとする。

縦横比	横：縦が4：3から16：9の範囲内とする。
フォントサイズ	A4サイズで印刷した際に視認できる大きさとする。
ページ数	表紙と目次を除き25ページ以内とし、ページの通し番号を付すこと。プレゼンテーション審査の際に説明しないページ（参考資料等）にはそのことが分かるよう記号等を付すこと。
容量	10メガバイト以内とする。

(2) 構成 下表に沿って提案内容を明快にまとめたものとすること。

項目	記載内容																		
I 表紙	委託業務名、事業者名、住所、代表者名、担当者名（所属・職・氏名）、連絡先（電話番号・FAX番号、電子メールアドレス）																		
II 目次	本文の各項目及び対応するページ番号																		
III 本文	<table border="1"><tr><td>① 副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業等における課題の分析</td><td>・社会動向や県内の雇用情勢の現状 ・情勢、現状を踏まえた課題分析</td></tr><tr><td>② 県内企業等との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画</td><td>・県内企業等との接点創出に向けた取組内容 ・求人掘り起こしに向けた取組内容 (セミナーの内容、回数、開催方法等)</td></tr><tr><td>③ 副業・兼業人材に対するプロモーションに係る事業内容及び事業計画</td><td>・マッチングプラットフォームへの副業・兼業人材の誘導の手法</td></tr><tr><td>④ 副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援の実施内容及び体制</td><td>・マッチング支援の内容及び支援の流れ ・マッチングプラットフォームに登録のある紹介可能な副業・兼業人材数を明記すること（提出日現在）。</td></tr><tr><td>⑤ 各関係機関との連携内容</td><td>・連携先となる関係機関 ・連携による期待される効果</td></tr><tr><td>⑥ 本事業を通したマッチング件数に対する達成工程</td><td>・マッチングに至るまでの必要項目 ・所要期間 ・月又は四半期等の期間別の中間達成指標</td></tr><tr><td>⑦ マッチングプラットフォームのセキュリティ</td><td>・セキュリティ対策内容 ・障害発生時の緊急体制</td></tr><tr><td>⑧ 事業全体に係るスケジュール</td><td>・年間を通じた業務工程</td></tr><tr><td>⑨ 事業全体に係る実施体制・運営体制</td><td>・役割及び人員体制</td></tr></table>	① 副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業等における課題の分析	・社会動向や県内の雇用情勢の現状 ・情勢、現状を踏まえた課題分析	② 県内企業等との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画	・県内企業等との接点創出に向けた取組内容 ・求人掘り起こしに向けた取組内容 (セミナーの内容、回数、開催方法等)	③ 副業・兼業人材に対するプロモーションに係る事業内容及び事業計画	・マッチングプラットフォームへの副業・兼業人材の誘導の手法	④ 副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援の実施内容及び体制	・マッチング支援の内容及び支援の流れ ・マッチングプラットフォームに登録のある紹介可能な副業・兼業人材数を明記すること（提出日現在）。	⑤ 各関係機関との連携内容	・連携先となる関係機関 ・連携による期待される効果	⑥ 本事業を通したマッチング件数に対する達成工程	・マッチングに至るまでの必要項目 ・所要期間 ・月又は四半期等の期間別の中間達成指標	⑦ マッチングプラットフォームのセキュリティ	・セキュリティ対策内容 ・障害発生時の緊急体制	⑧ 事業全体に係るスケジュール	・年間を通じた業務工程	⑨ 事業全体に係る実施体制・運営体制	・役割及び人員体制
① 副業・兼業人材の活用に向けた社会動向や県内企業等における課題の分析	・社会動向や県内の雇用情勢の現状 ・情勢、現状を踏まえた課題分析																		
② 県内企業等との接点創出と求人掘り起こしまでの支援業務及び事業計画	・県内企業等との接点創出に向けた取組内容 ・求人掘り起こしに向けた取組内容 (セミナーの内容、回数、開催方法等)																		
③ 副業・兼業人材に対するプロモーションに係る事業内容及び事業計画	・マッチングプラットフォームへの副業・兼業人材の誘導の手法																		
④ 副業・兼業人材と県内企業等とのマッチング支援の実施内容及び体制	・マッチング支援の内容及び支援の流れ ・マッチングプラットフォームに登録のある紹介可能な副業・兼業人材数を明記すること（提出日現在）。																		
⑤ 各関係機関との連携内容	・連携先となる関係機関 ・連携による期待される効果																		
⑥ 本事業を通したマッチング件数に対する達成工程	・マッチングに至るまでの必要項目 ・所要期間 ・月又は四半期等の期間別の中間達成指標																		
⑦ マッチングプラットフォームのセキュリティ	・セキュリティ対策内容 ・障害発生時の緊急体制																		
⑧ 事業全体に係るスケジュール	・年間を通じた業務工程																		
⑨ 事業全体に係る実施体制・運営体制	・役割及び人員体制																		

(3) 留意事項

- ① 「令和8年度副・兼みやぎマッチング促進プロジェクト業務」企画提案に係る仕様書」に記載した要件のうち、満たすことができない要件（もしくは、仕様変更した方が効果的であると考えられる要件）が

- ある場合には、代替案・対応案を提案に含めること。
- ②参加者にとって、有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ③文章を補完するため、図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には、適宜解説を加え、企画提案書を審査する者の誤認識を防ぐよう配慮すること。